

◇ 許 可 の 条 件 ◇

(行為許可)

1 遵守事項

- (1) 都市公園法、同法施行令、京都市都市公園条例、同条例施行規則及びその他法令の規定を遵守すること。
- (2) 他の利用者の通常の利用に迷惑や支障を及ぼさないこと。
- (3) 公園施設を破損・汚損しないこと。万一、破損・汚損した場合は、公園管理者の指示に従い、原状復旧すること。
- (4) 事故等が発生しないよう、人員を万全に配置するなど安全対策を十分に行うこと。万一、事故等が発生した場合には、自らの責任においてその解決に当たること。
- (5) 近隣の居住者に迷惑をかけないこと。特に、音量については周辺地域に配慮し、大音量を伴う行為を行わないこと。また、臭いについても周辺地域に配慮すること。
- (6) 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」に規定する「客引き行為等」を行わないこと。
- (7) 公共の福祉、公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (8) 専ら私的な利益を目的としないこと。
- (9) 他の利用者、近隣の居住者等からの苦情については、自らの責任において適切に対応すること。
- (10) 使用終了後は清掃・整地を行い、行為によって発生したごみは自らの責任において回収し、必ず持ち帰ること。
- (11) 火気を使用する際は、万全の注意を払い、消火器等の消火用具を携帯すること。
- (12) 火気器具を使用する催しのうち、京都市火災予防条例の規定に基づく「露店開設の届出」又は「防火管理計画の作成・届出」が必要となる場合、所轄消防署への届出後開催日までに、届出書の写しを公園管理者に提出すること。
- (13) 公園敷地内に車両を乗り入れる場合には、公園管理者が発行する「車両通行証」を車両の外部から確認できる位置に掲示すること。また、周辺道路への不法駐車は絶対にしないこと。
- (14) 許可を受けて仮設物を設置する時は、風による倒壊等、周辺に危険が及ばないよう適切な処置を行うとともに、警備員等を配置して不測の事態に備えること。また、許可が2日以上にわたる場合、夜間における仮設物の管理及び安全対策を万全に行うこと。使用後は速やかに撤去すること。
- (15) その他、公園管理者の指示に従うこと。

2 許可の取消し

次の事項に該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において公園管理上必要があるとき。
- (2) 法令の規定に違反したとき。
- (3) 許可条件に違反する行為や、許可内容と異なる行為をするなど不信行為があるとき。
- (4) 申請書類に偽りがあったとき。
- (5) 申請者（申請内容に関わる者を含む。）が暴力団員等又は暴力団密接関係者であることが判明した場合

3 許可事項

許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更許可申請書を速やかに市長に提出し、許可を受けなければならない。

4 損害賠償

- (1) 使用者の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。
- (2) 使用者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、使用者の責任においてその解決に当たらなければならない。

5 原状回復等

- (1) 許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、使用者は速やかに自己の費用で占用物件を撤去する等し、原状回復すること。
- (2) 許可期間満了後であっても、占用等に起因して公園緑地に損傷が生じた場合、使用者は自己の費用で原状回復すること。

6 環境保全義務

都市公園の良好な環境、清純な雰囲気及び歴史的景観の保持に努めなければならない。

7 調査協力の義務

- (1) 公園管理者は、使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者はこれに協力しなければならない。
- (2) 公園管理者が使用状況等に関する報告又は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

8 疑義の決定

この許可又はこの許可条件について疑義が生じたときは、公園管理者の指示によらなければならない。

○許可に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合又は国土交通大臣に対して再審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決又は再審査請求に対する国土交通大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合又は国土交通大臣に再審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日又は当該再審査請求に対する国土交通大臣の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

○使用料の徴収に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する京都市長の決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

京都市 建設局 ○○○○事務所

○○区○○町○○番地 Tel.○○○-○○○-○○○○